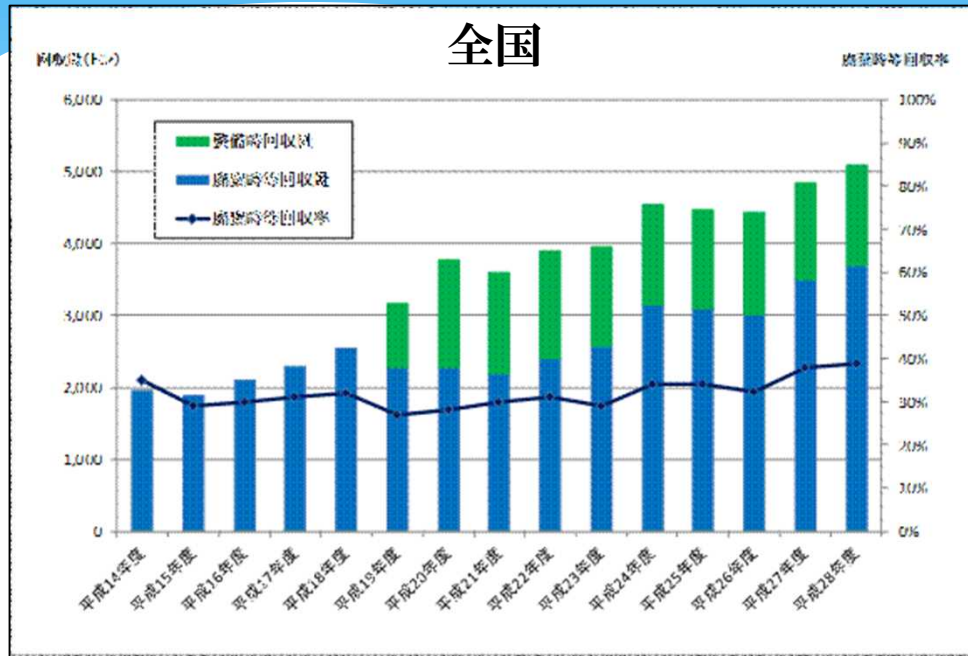


# フロン排出抑制法に係る取組

京都府環境部環境管理課

# フロン類回収量の推移



※全国データは平成29年10月26日環境省報道発表資料より抜粋

# フロン類算定漏えい量(京都府)

- \* 特定漏えい者

平成27年度 59事業者(448事業者)

- \* 特定事業所

平成27年度 2事業所(260事業所)

- \* 算定漏えい量

平成27年度 26,975 t-CO<sub>2</sub> (236万t-CO<sub>2</sub>)

※括弧内は全国の数値

# フロン排出抑制法に基づく立入検査

## 立入件数

- \* 第一種特定製品管理者  
27年度:12      28年度:27
- \* 第一種フロン類充填回収業者  
27年度:18      28年度:13
- \* 建設リサイクル法合同パトロール  
27年度:69      28年度:67

# 第一種特定製品管理者への立入検査

点検記録簿及び個別の第一種特定製品について、担当者から聴取を行いながら確認します。

- \* 点検記録簿の確認

記載事項、点検の頻度、点検の体制、修理やフロン類充填回収の状況 等

- \* 第一種特定製品の確認

設置場所の環境とその維持 等

# 第一種特定製品管理者への立入検査

点検記録簿に必要な事項が記載されていないことがあります。

- \* 管理者の氏名又は名称(法人にあつては、管理に従事する者の氏名を含む。)

点検実施者の署名はあるが、管理者等の情報が無い。

- \* 整備時の記録

点検については記録しているが、修理等によるフロン類の充填・回収を行った時の記録が無い。

# 第一種特定製品管理者への立入検査

管理担当者の異動により、うまく引き継ぎができていないことがあります。

- \* 後任者はウォータークーラーが管理対象だと認識していなかった。  
点検を行っていなかった。



# 第一種特定製品管理者への立入検査

## よく受ける質問

- \* 点検記録簿は紙で残さないといけないのか。  
⇒電子媒体でもかまいません。
- \* 点検記録簿はいつまで保存しないといけないのか。  
⇒対象の第一種特定製品を廃棄するまで保存しなければいけません。



# 第一種特定製品管理者への立入検査

**\* 第一種特定製品更新(入れ替え)時に納入業者に下取りサービスで引き取ってもらうことは可能か。**

⇒ <所有者>

第一種特定製品廃棄等実施者となり、第一種フロン類充填回収業者へのフロン引取義務が生じる。

<納入業者>

下取りサービスを行う業者は第一種フロン類引渡受託者となり、依頼者(第一種特定製品廃棄等実施者)から委託確認書の交付を受け、第一種フロン類充填回収業者へフロン類を引き渡さなければならない。

# 第一種特定製品管理者への立入検査

- \* 数千にも及ぶ第一種特定製品を管理するため、個々に割り当てた管理番号を記載した「管理シール」を貼付  
⇒社員の誰もが第一種特定製品であることを認識でき、誤った管理・廃棄を防止

フロン法対象機器

2000

# 第一種特定製品管理者への立入検査

- \* 第一種特定製品を廃棄する場合には、フロン回収済みであること、行程管理票発行済みであることを記載した「廃棄シール」を「管理シール」に重ねて貼付の上、廃棄。  
⇒フロン未回収のまま廃棄してしまうことを防止

フロン法対象外

フロン抜き取り済  
行程管理票交付済

# 第一種特定製品管理者用の参考資料

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/)

⇒「環境省 フロン」で検索

⇒「環境省 フロン排出抑制法(平成27年4月施行)」をクリック

## フロン排出抑制法の説明資料

### ■パンフレット類

 [フロン排出抑制法パンフレット \[PDF 7.6MB\]](#) 

• [フロン排出抑制法\(管理者が取り組む内容\) \[PDF 1.2MB\]](#) 

### ■フロン排出抑制法説明会資料(平成28年9月～)

下記は主に、経済産業省の委託を受け、(財)日本冷媒・環境保全機構が平成28年度に実施しているフロン排出抑制法説明会での資料です。

[フロン排出抑制法の概要 \[PDF 2,300KB\]](#) 

[第一種特定製品管理者の役割と責務 \[PDF 4.6MB\]](#) 

[第一種フロン類充填回収業者の役割と責務 \[PDF 3.6MB\]](#) 

#### 簡易点検の手引き

 [表紙 \[422KB\]](#) 

[業務用エアコン編 \[PDF 5.7MB\]](#) 

[業務用冷凍冷蔵機器編 \[PDF 9.5MB\]](#) 

[裏表紙 \[PDF 100KB\]](#) 

[情報処理センターの利用方法について \[PDF 294KB\]](#) 





# 第一種特定製品管理者用の参考資料

The screenshot shows the Kyoto Prefecture Web Site interface. At the top left is the Kyoto Prefecture logo and name. A search bar is located at the top right. Below the search bar are navigation links for 'このサイトの使い方', '音声読み上げ', 'ふりがなをつける', '文字サイズ・色合いの変更', and '携帯サイト'. There are also language selection buttons for '組織案内', 'English', '中文', and '한국어'. A main navigation bar contains links for 'ホーム', '府政情報', '暮らし・環境', '教育・文化', '健康・福祉・人権', '産業・しごと', '地域振興', and '京都の魅力・観光'. The breadcrumb trail reads: 'ホーム > 暮らし・環境 > 環境・自然・動植物 > 大気環境の保全対策 > 業務用冷凍冷蔵空調機器ユーザー（管理者）の取組'. There are social media buttons for 'ツイート' and 'いいね! D'. The main content area has a purple header with the title '業務用冷凍冷蔵空調機器ユーザー（管理者）の取組'. Below the header, there is a paragraph of text followed by several links: '機器ユーザー（管理者）の取組【パンフレット】(PDF: 440KB)', '※環境省Q&A (外部リンク)', '※十分な知見を有する者について (PDF: 341KB)', and '→ B, Cの要件に係る適正性が確認された講習について[環境省ホームページ (外部リンク)]'. A table is present with two rows: the first row links to '冷凍冷蔵ショーケース・業務用冷凍冷蔵庫編 (PDF: 3,583KB)' and the second row links to '業務用エアコン編 (PDF: 2,319KB)'. Below the table is a bullet point: '平成29年度 フロン排出抑制法に関する説明会の開催について (環境省主催) [環境省ホームページ] (外部リンク)'. On the right side, there is a 'メニュー' section with a '京と地球 KYOTO TO EARTH' logo and links for '大気環境の保全対策', '大気汚染・光化学スモッグ情報 (外部リンク)', and '京都府環境放射線テレメータシステム(ARIS) (外部リンク)'. Below that is a '関連情報' section with links for '水環境の保全', 'ダイオキシン類対策', '環境アセスメント情報', '化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) について', '環境に優しい企業行動マニュアル', and '公害防止計画'. At the bottom of the right sidebar, there is a '環境管理課' link and a phone number '075-341-1200'.

<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon05.html>

# 第一種特定製品管理者用の参考資料

## エアコン、冷凍冷蔵ショーケース などをお使いの事業者のみさまへ

平成27年4月1日から、フロン類(冷媒)の管理に関する法律が改正されました。

※「フロン類の使用の削減及び管理の徹底に関する法律(フロン類削減法)」が施行

### ■法改正で誰が対象になるのか?

**第一種特定製品(※1)の管理者(※2)です。**

フロン類を使用した機器のうち、第一種特定製品に当たる業務用のエアコンディショナー、冷蔵庫及び冷凍機器(自動販売機を含む)の管理者は、法に基づき、管理の適正化(漏えいさせないための措置)に努める必要があります。

業務用のエアコンや冷蔵・冷凍機器である第一種特定製品には、機器の銘板やカタログ等に「第一種特定製品」と表示されています。

(※1)平成14年4月1日以降の製造・引渡しの第一種特定製品には法で表示が義務付けられています。

**お持ちの機器を確認しましょう!**

※1 第一種特定製品=冷媒としてフロン類が充填されている次の機器

- ①業務用のエアコンディショナー
  - パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、空調用チラー、スクリーン冷凍機、ガスヒートポンプエアコン、スポットエアコン 等
- ②業務用の冷蔵庫及び冷凍機器
  - 冷蔵・冷凍ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷水機、ビールサーバー、輸送用冷蔵冷凍ユニット、冷蔵冷凍用チラー 等

※2 管理者に該当するかどうかは、当該製品の所有者の有無若しくは管理権限の有無により判断されます。

所有者及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有・自己管理製品	当該製品の所有者または管理者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約の管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付稼働機	当該製品を所有・管理する者(建物のオーナー)

【対象品のフロン類】

特定フロン	CFC→R11、R12、R502 等
HFC→R22、R123、R402A、R403A、R509A 等	
代替フロン	HFC→R32、R134a、R404A、R507、R610A 等

### ■管理者が取り巻かなければならない事項は?

(※)の規模によって、「機器の定期点検」事項となります。

点検の頻度	記録の保存	漏えい量の報告
必要	必要 (機器を廃棄するまで保存)	必要 (事業者単位で1,000g以上漏えいした場合)

継続的に知見のある次の資格を有した者等を選択します。  
 冷凍空調設備工事業者協会、JRECO  
 国土形成省の認定を受けた者  
 国土形成省の認定を受けた者(責任ガス保安協会)  
 国土形成省の認定を受けた者(責任ガス保安協会)  
 国土形成省の認定を受けた者(責任ガス保安協会)  
 国土形成省の認定を受けた者(責任ガス保安協会)

### ■点検方法

点検方法	点検頻度
1.点検の方法について十分な知見(立会いでも可)による検査(①)を行うこと。	1年に1回以上
2.検査の有無(漏れ、腐食・錆び等、油溜れの発生)等(※)を特定できる場合は直接法、間接法、若しくは直接法と間接法を併用する方法(※)と専門点検におけるものと	3年に1回以上
3.年の間に1回以上の点検を行い、必ずしも法で行う必要はありません。計画的な実施をお願いします。	1年に1回以上

※(1)点検の方法について十分な知見(立会いでも可)による検査(①)を行うこと。

※(2)検査の有無(漏れ、腐食・錆び等、油溜れの発生)等(※)を特定できる場合は直接法、間接法、若しくは直接法と間接法を併用する方法(※)と専門点検におけるものと

※(3)年の間に1回以上の点検を行い、必ずしも法で行う必要はありません。計画的な実施をお願いします。

### ■修理について

箇所を特定し、修理を行ってください。限り速やかに故障等に係る修理を行うの登録を受けている「第一種フロン類充填業者」の登録を受けている「第一種フロン類充填業者」に依頼してください。

特定・修理 依頼 フロン類充填・回収業者  
 特定製品の 第一種フロン類充填回収業者  
 充填証明書・回収証明書

※修理は禁止!

修理は必要となります。必要に応じて必要あり。記録簿を先卸・譲渡相手に引き渡す必要あり。

フロン類充填回収業者の名称・氏名等を特定するための情報

修理を行った年月日及び内容・結果、フロン類の種類・充填量・回収量 などを記録してください。

記録からひな型が示されています。  
<http://www.jaro.or.jp/kirakubo/index.html>  
 にも掲載されています。

フロン類の量を、地球温暖化係数(GWP)で計算してください。  
 10トン以上の漏えい(事業者としての会計)業者が行っている事業を所管している大臣)

不明瞭・回収した/回収量

フロン類漏えい量(kg)

フロン類漏えい量(kg) × GWP / 1000  
 各フロン類の種類ごとの係数

充填・回収証明書から算出し、その合計値から判断して定める値

「第一種フロン類充填業者」を参照してください。  
[http://env.go.jp/earth/ozone/cfo/law/kaisei\\_h27/](http://env.go.jp/earth/ozone/cfo/law/kaisei_h27/)

フロン類を適切に回収しなければなりません。京都府知事に登録のある第一種フロン類充填業者です。されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」を提出してください。

依頼	フロン類回収	依頼	処理
第一種フロン類充填回収業者	第一種フロン類充填回収業者	破壊業者	破壊業者

各証明書 破壊/再生証明書

問い合わせ先  
 414-4709、4713  
 414-4705  
[www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon.html](http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon.html)  
 新情報等はホームページで御確認ください。

## 機器ユーザー(管理者)の取組【パンフレット】





# 第一種フロン類充填回収業者登録状況

1, 285者(府内412者、府外873者) – 平成30年2月1日現在 –

The screenshot shows the Kyoto Prefecture website (www.pref.kyoto.jp) with the following elements:

- Header: Kyoto Prefecture Web Site logo and navigation links (このサイトの使い方, 音声読み上げ, ふりがなをつける, 文字サイズ・色合いの変更, 携帯サイト).
- Search bar: Google Custom Search.
- Language selection: 組織案内, English, 中文, 한국어.
- Main menu: ホーム, 府政情報, 暮らし・環境, 教育・文化, 健康・福祉・人権, 産業・しごと, 地域振興, 京都の魅力・観光.
- Breadcrumb: ホーム > 暮らし・環境 > 環境・自然・動植物 > 大気環境の保全対策 > 第一種フロン類充填回収業者の新規(更新)登録.
- Page title: 第一種フロン類充填回収業者の新規(更新)登録.
- Content: A list of items including a description of the registration process, a link for registration changes/reports, and a link to the public register.
- Right sidebar: Menu with links for 'Air and Earth' (京と地球), 'Air Environment Protection Measures', 'Air Pollution and Photochemical Smog Information', and 'ARIS System'.

A red arrow points to the link: [第一種フロン類充填回収業者登録簿\(平成29年10月24日現在\)\(PDF:1,088KB\)](#)

<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon02.html>

⇒「京都府 フロン 登録簿」で検索



適正な管理をよろしくお願いします。

京都府環境部環境管理課大気担当

tel 075-414-4709

